

2020年3月期施行の ディスクロージャー・ルール改正の検討

—期待される非財務情報（記述情報）の開示の充実とガバナンスの実効性向上に向けたキーポイント—

一般財団法人 産業経理協会

要項

【講 師】

清原国際法律事務所 代表
弁護士・ニューヨーク州弁護士

清 原 健 氏

(金融審議会ディスクロージャーウォーキング・グループメンバー、第一東京弁護士会総合法律研究所
会計・監査制度研究部会長、元金融商品取引法研究部会長、元企業会計審議会監査部会委員)

- | | | |
|------|----------------------|--------------------------------------|
| ○日 時 | 2月27日（木）午後2時より午後5時まで | (途中1回コーヒーブレイクをお取りします。) |
| ○会 場 | 経団連会館 5階 会議室 | (裏面地図をご参照下さい。) |
| ○主 催 | 一般財団法人 産業経理協会 | (東京都千代田区神田淡路町1-15-6 電話 03-3253-0361) |

2020年1月00日

2019年1月31日に公表された企業内容等の開示に関する内閣府令の改正は、すでに2019年3月期から一部が施行されていますが、2020年3月期は、経営方針・経営戦略等、事業等のリスク及びMD&Aとともに、監査の状況（主に監査役会等の活動状況）等にかかる改正への対応が実務上の重要な課題となっています。

また、会計監査に関して、監査報告書における「監査上の主要な検討事項」の記載の2021年3月期からの強制適用開始に向けて、また早期適用を予定している上場企業において、監査役会等の対応について、監査役会等の活動状況での記載の在り方を含め、実務上検討すべき事項が少なくありません。

そこで本セミナーでは、2020年3月期施行の主要な改正事項について、記述情報の開示に関する原則と記述情報の開示の好事例集を題材として、留意すべきポイントを検討するほか、監査役会等の活動状況の開示について、監査人とのコミュニケーションや会計監査人の評価を踏まえた実務上のポイントを検討します。

さらに、コーポレートガバナンス報告書における開示に関して、2019年11月29日に東京証券取引所から公表された「上場子会社のガバナンス向上等に関する上場制度の整備」に示された改正事項のポイントとともに、ガバナンスの実効性向上に向けて、取締役会の実効性評価、さらに今後注目を集めると期待される監査役会等の実効性評価にかかる留意点等について検討します。

講演概要

第1 関連する制度改正の概要

- ・企業内容等の開示に関する内閣府令の改正の概要
- ・「記述情報の開示に関する原則」のポイントと「記述情報の開示の好事例集」（更新版）について
- ・監査報告書の見直し（「監査上の主要な検討事項」の記載）の開示実務への影響

第2 非財務情報の開示の充実

- ・「記述情報の開示の好事例集」のポイント（1）
- ・「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」の好事例について
- ・「事業等のリスク」の好事例について
- ・「MD&Aに共通する事項」の好事例について
- ・「キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容等」の好事例について
- ・「重要な会計上の見積り」の好事例について

第3 コーポレートガバナンスの状況の開示の充実

- ・「記述情報の開示の好事例集」のポイント（2）
- ・「監査の状況」の好事例について
- ・「役員の報酬等」の好事例について
- ・「政策保有株式：投資家が期待する好開示のポイント」について

第4 「監査上の主要な検討事項」の導入に向けた検討事項

- ・監査報告書の見直しと監査役等の役割
- ・監査人と監査役等とのコミュニケーションの充実について
- ・監査役会等の活動状況の開示について

第5 コーポレートガバナンス報告書における開示事項の改正

- ・東証「上場子会社のガバナンス向上等に関する上場制度の整備」のポイント
- ・独立役員の独立性判断基準の見直しについて
- ・グループ経営の考え方等の開示の充実について

第6 コーポレートガバナンス報告書における開示の見直し

- ・取締役会の活動状況の開示について
- ・経産省のグループガイドラインを踏まえた取締役会の実効性評価のポイント
- ・取締役会の実効性評価結果の概要の開示のグッドプラクティス
- ・監査役会等の実効性評価の実施上のポイント
- ・実効性評価結果の開示への期待について

注) 講演の内容及び順序は一部変更することがあります。